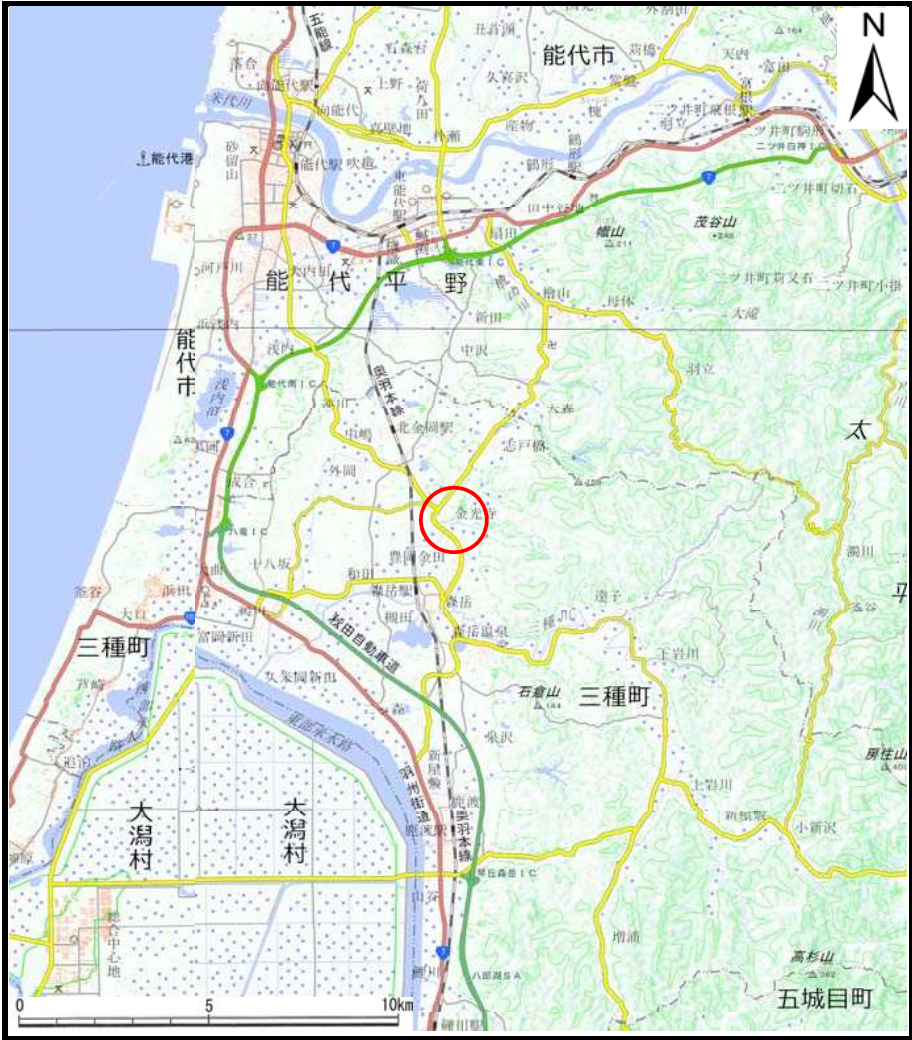
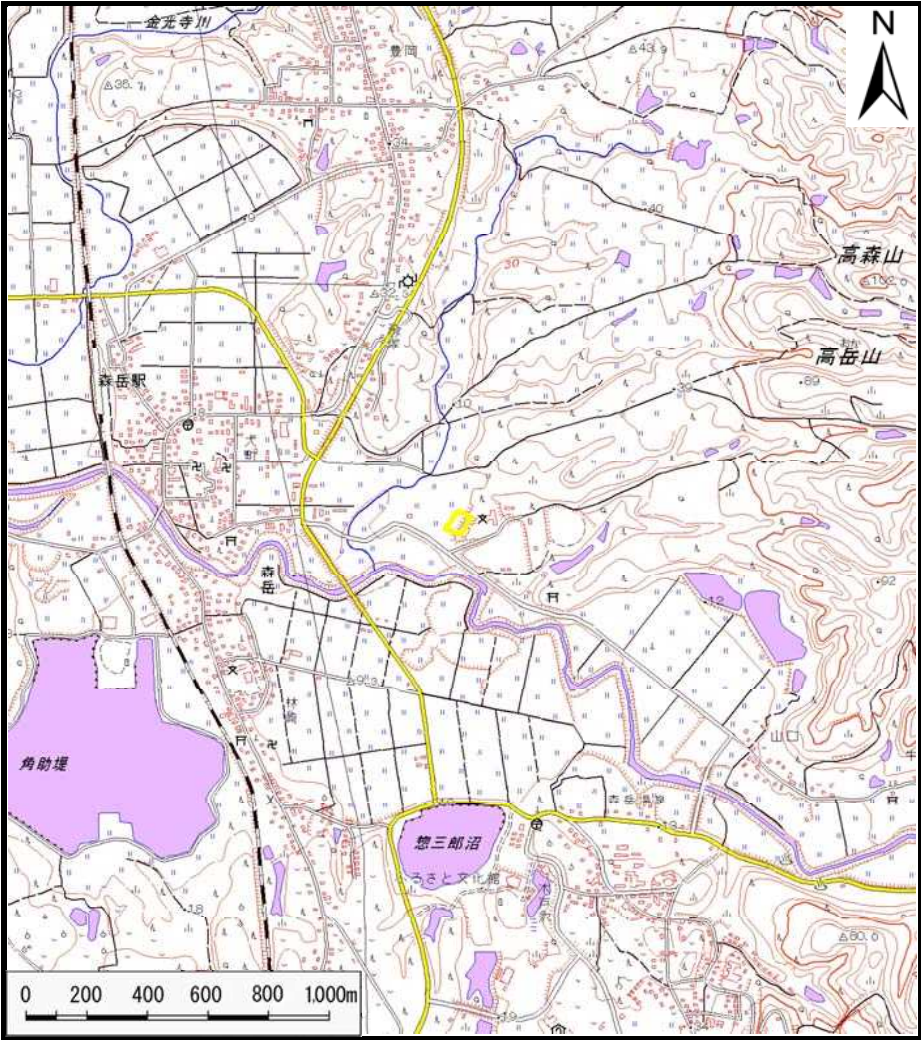


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)

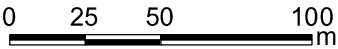
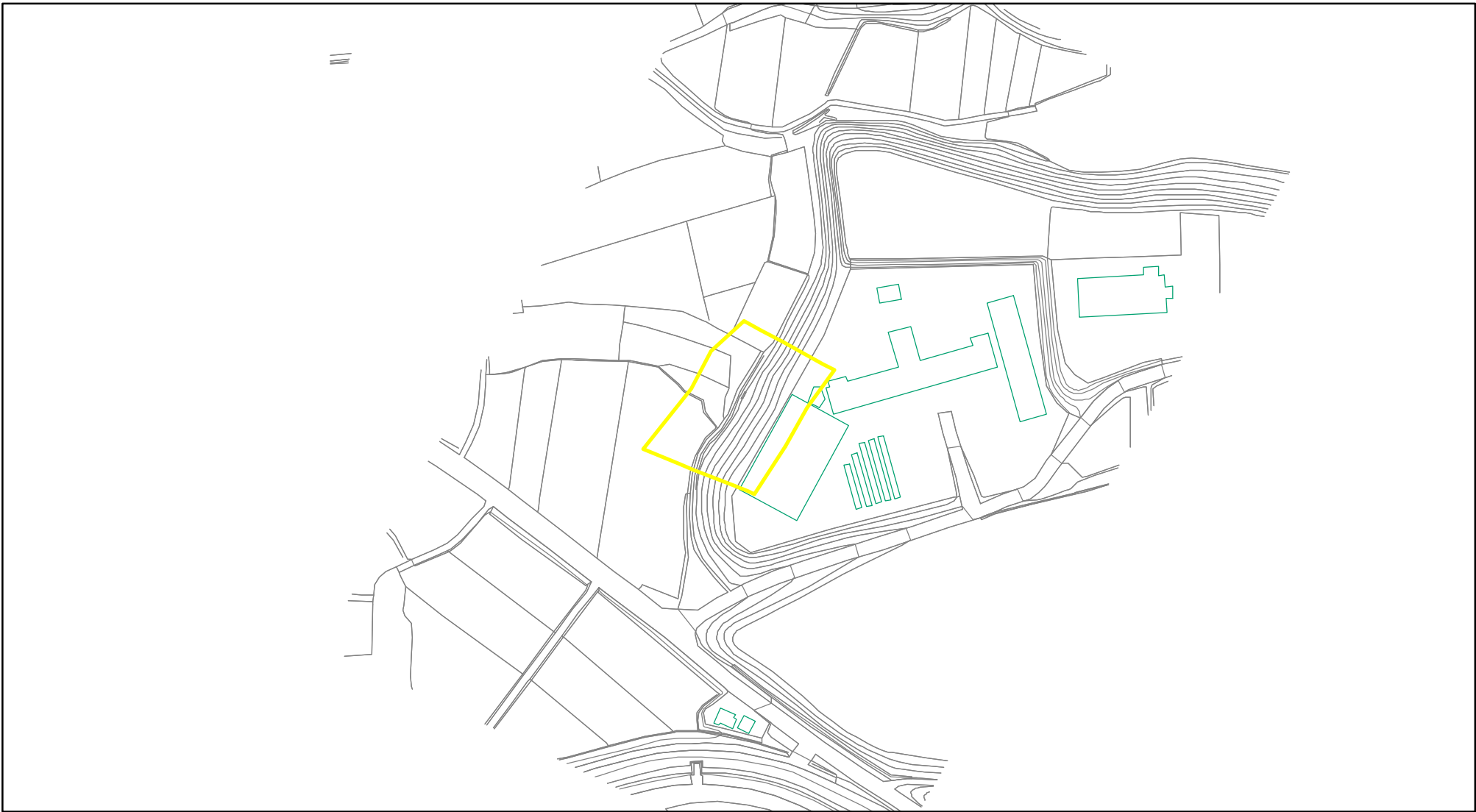


(1/25,000)

様式－１（急）
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-1160
箇所名	関ノ台
所在地	秋田県山本郡三種町森岳字関ノ台

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式－2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			 縮尺 1:2,500	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1160
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域			告示番号	第132号	箇所名	関ノ台
		土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示年月日	令和7年3月21日	所在地	秋田県山本郡三種町森岳字関ノ台
		それ以外の区域						

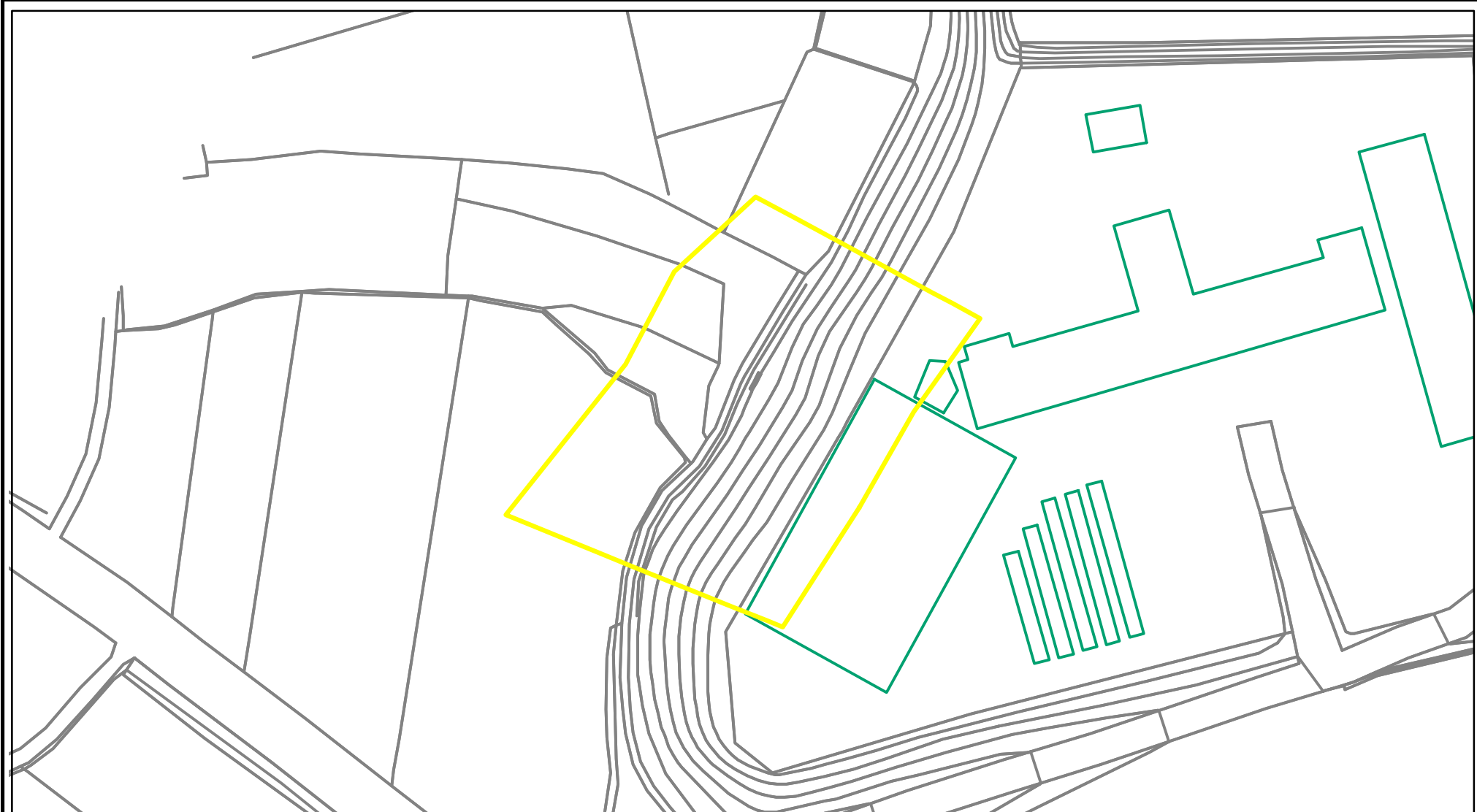
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

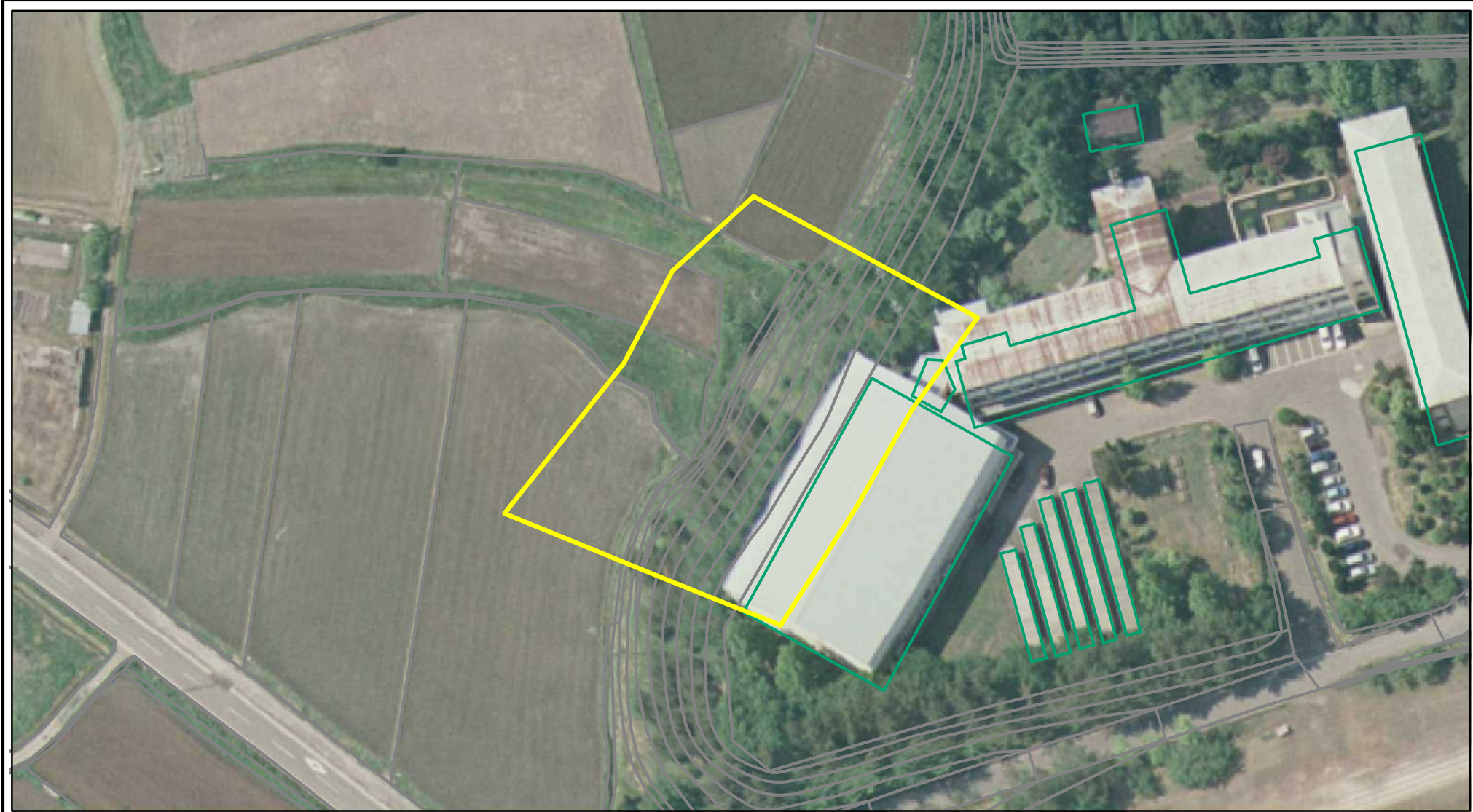
様式－2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1160
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	第132号	箇所名	関ノ台
		土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示年月日	令和7年3月21日	所在地	秋田県山本郡三種町森岳字関ノ台
		それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



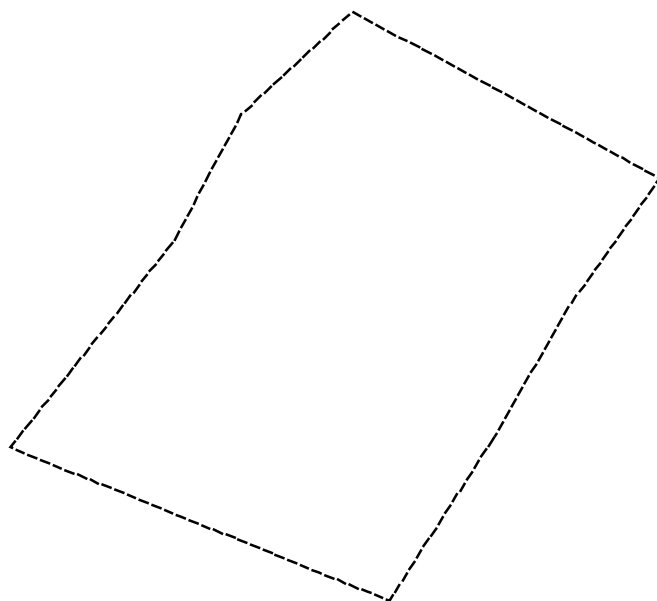
様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1160
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	第132号	箇所名	関ノ台
		土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示年月日	令和7年3月21日	所在地	秋田県山本郡三種町森岳字関ノ台
		それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1160
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	第132号	箇所名	関ノ台
		土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示年月日	令和7年3月21日	所在地	秋田県山本郡三種町森岳字関ノ台
		それ以外の区域						

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



Age Group	Percentage
18-24	10%
25-34	20%
35-44	30%
45-54	25%
55-64	15%
65-74	10%
75-84	5%
85+	5%

図中の数字は横断測線番号を示す

様式－２－２(急)
土砂災害特別警戒区域の区域区分図
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により
建築物の地上部に作用すると想定される力)

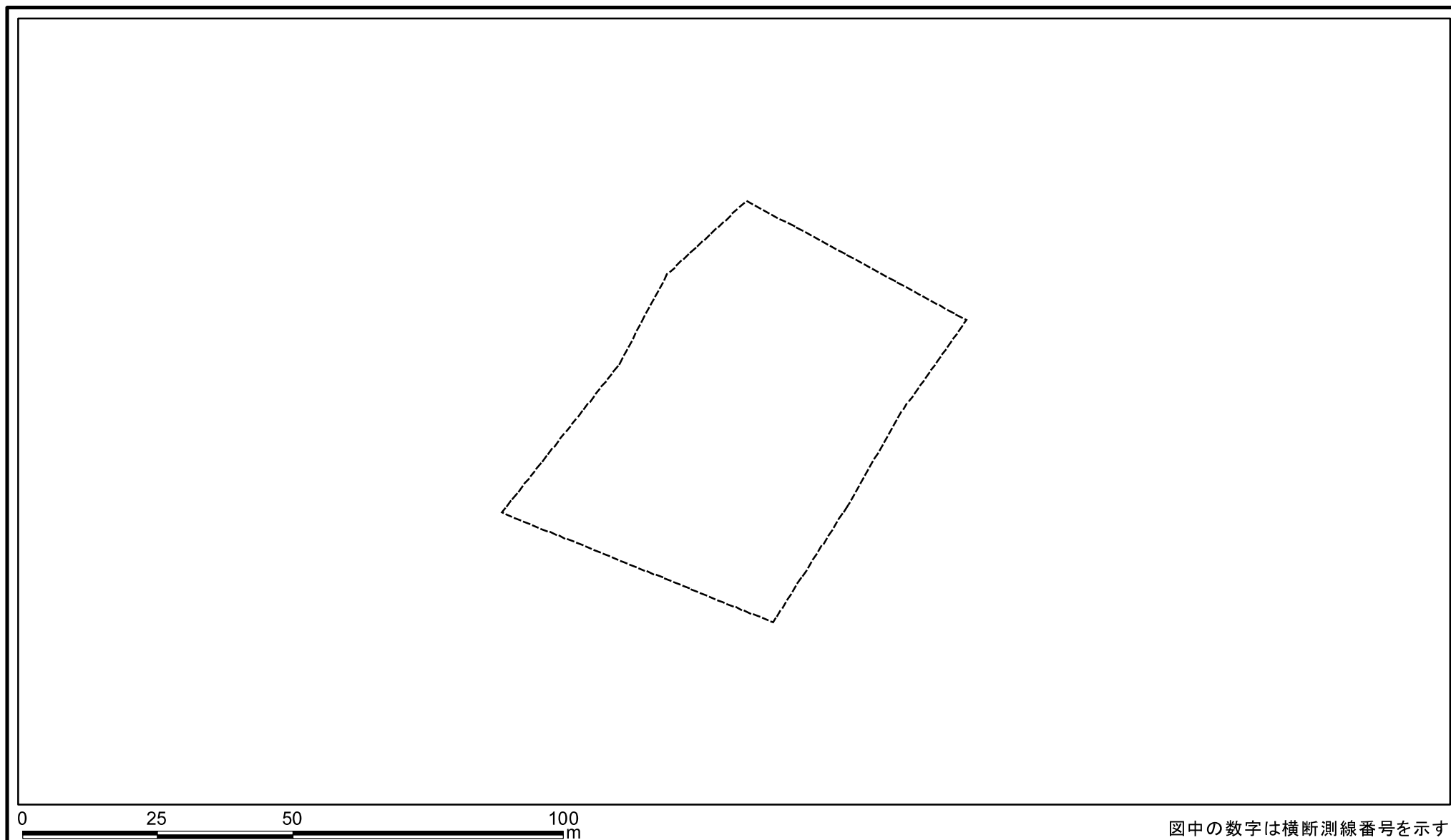
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域 それ以外の区域



N
縮尺
1:1,0

自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1160
告示番号	第132号	箇所名	関ノ台
告示年月日	令和7年3月21日	所在地	秋田県山本郡三種町森岳字関ノ台

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



様式－２－３（急） 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 （急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力）	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-1160
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第132号	箇所名	関ノ台
		それ以外の区域		告示年月日	令和7年3月21日	所在地	秋田県山本郡三種町森岳字関ノ台	

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

(1/1)

[illegible]